

社会福祉法人加美町社会福祉協議会 役員・評議員等の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人加美町社会福祉協議会の役員・評議員等の報酬等の額、支給方法等を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第2条 役員等とは、会長、副会長、理事、監事、評議員、その他の委員をいう。

2 役員会等とは、理事会、監事会、評議員会、その他の委員会をいう。

3 執務とは、決裁、職員との打合せ等をいう。

(報 酬)

第3条 定款第25条に規定する報酬は、次のとおりとする。

(1) 監事による監査報酬 1日 5,000円

(費用弁償)

第4条 役員等が役員会等に出席した場合には、費用弁償として日当を支給する。

2 会長、副会長が執務を行った場合には、費用弁償として日当を支給する。

3 役員等が会務のために出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

4 前3項の規定による費用弁償の額は、次のとおりとする。

費用弁償	金 額	備 考
役員会等に係る日当	1日 2,000円	
執務に係る日当	1日 2,000円	
出張に係る旅費	役員及び職員の旅費支給規程による	

(支給時期)

第5条 役員会等に係る費用弁償は、その都度支給する。

2 執務に係る費用弁償は、9月と3月に支給する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法人加美町社会福祉協議会役員等の費用弁償支給に関する規程は、平成29年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。